

令和 7 年 1 1 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 7 年 1 1 月 結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火曜日）
- 場 所 結城市役所 1 階 多目的スペース
- 出席委員 黒田光浩教育長
中村義明委員（教育長職務代理者）
岩崎勤委員
赤木信之委員
- 欠席委員 田中昌希委員
- 教育委員会事務局
教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、
生涯学習課長 斉藤高司、スポーツ振興課長 仁見剛、
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真、
学校教育課学務係長 山口明良

1 付議案件

- （１）議案第 2 6 号 結城市鹿窪運動公園の指定管理者の指定について
- （２）議案第 2 7 号 結城市民情報センター・ゆうき図書館指定管理者の指定について
- （３）議案第 2 8 号 結城市民文化センターの指定管理者の指定について

2 報告事項

- （１）報告第 1 3 号 教育長報告について

午前 10 時 00 分 開 会

事務局

改めまして、皆さん、おはようございます。

会議の開催に当たりまして、本日、田中委員さんから欠席される連絡をいただいております。

おそろいですので、時間前ではございますけれども、ただいまから定例会のほうを始めさせていただきたいと思います。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に配付させていただきました令和 7 年 11 月結城市教育委員会定例会の冊子となっている資料でございます。また、本日の定例会終了後に教育事務点検評価をお願いいたしますので、そちらの資料も併せて配付をさせていただきます。

そちら過不足ございませんでしょうか。

続きまして、本日は 1 名の方から傍聴のお申込みを受け付けておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただいまから定例会を始めさせていただきます。

黒田教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

では、本日の出席委員は 3 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年 11 月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指定いたします。赤木委員によろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の議案は 3 件です。

では、初めに議案第 26 号 結城市鹿窪運動公園の指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第 26 号 結城市鹿窪運動公園の指定管理者の指定について

事務局

資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 26 号 結城市鹿窪運動公園の指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

令和 7 年 11 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

2 ページをご覧ください。

結城市鹿窪運動公園に係る指定管理の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会に意見を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、結城市鹿窪運動公園施設。

2、指定管理者になるべく団体の名称、鹿窪スポーツパークパートナーズ。

指定の期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで。

続きまして、3ページをご覧ください。

選定委員会においての審査結果でございます。

指定管理について公募を行った結果、3事業者から指定管理者の申請を受理いたしました。その後、選定委員会を設置し厳正に審査した結果、指定管理者の候補者に鹿窪パークパートナーズが選定されました。

5ページをご覧ください。

こちらにつきましては、鹿窪スポーツパークパートナーズからの申請書でございます。

6ページですが、こちらにつきましては、当該事業者は三者から成る共同事業体でございます、その共同事業体協定書兼委任状でございます。

説明については以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第26号について、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

今ご提案いただいたものについて何ですが、鹿窪運動公園が今、要するに民間委託ということになるわけですね。その場合に、例えば鹿窪運動公園なんかは非常事態のときには避難施設になっていますよね。そういうときの運営は市が中心でやっていくのか、それともパートナーズという会社中心でやっていくのか、そこら辺のところ明確には何かなっているものがあるのでしょうか。

教育長

仁見課長。

スポーツ振興課長

開設のときにはもちろん時間を選ばないというか、主体的に行うのは市のほうでやっていくようになります。

赤木委員

じゃ実際にそうなった場合の運営管理というのは市が中心でやっていくわけですか。

スポーツ振興課長

はい。

赤木委員

そこらのところがね、支障がないような形でお互い、両団体、市と団体が共通理解で運営されるということが大事になってくるのかなと思うので。ありがとうございます。

教育長

赤木委員、よろしいですか。

赤木委員

はい。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、この鹿窪運動公園が民間に運営委託ということなんです、市で運営していく形から民間に運営委託するということのメリットというか、そういうことについてご説明いただきたいんですが。

教育長

仁見課長、分かる範囲で。

スポーツ振興課長

民間ということで、いろんなプロポーザルの中で提案をいただいている状況でございます。例えば真夏の猛暑ということで、ミストを噴射して軽

減させるとか、園路の中にＬＥＤの照明をつけるような提案をいただいたりとか、あとは利用者の増加に向けていろいろ考えている部分がありますので、その辺の提案もございましたけれども。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

そうすると、従来の市の運営からすると、民間の新たな、民間の視点での提案ということで、利用者にもプラスになるという、そういう部分なんですかね。そういう部分が、民間の視点で変わっていくと、利用者もあんなるほど、運営が変わるとこう変わるんだというのが実感できるような、そういうところが見えると、非常に今回のこういう形が有効性が見えるんじゃないかなというふうに思っているもんですから。ぜひいい形で進めていっていただければと思います。よろしくお願いします。

教育長

中村委員。

中村委員

基本的に私はいいことかなと思うんですけども、ただ、この団体が運営に携わるというのが、例えば趣旨の面で、これ基本的に市の財産を管理運営してもらうということですよ。そうすると、運営のときに、これ営利団体だと思うんですが、この団体さんは、結構ほかの地域でもそういう事業実態は持っているかと思うんですが、収支、これは採算取れるんですかね。そういうことの例えば市のほうからの持ち出しとか、いろんな部分、その管理の中でもあると思うんですが、そういった点ではどうなんですか。

教育長

仁見課長、大体で分かるところで。

スポーツ振興課長

管理の運営の予算は、まず、市から入ります指定管理委託料というのが市のほうから。それとあと利用料の収入で賄って運営してもらうということになります。これまで事業団のほうで指定管理をして使っていたんですけども、その予算ベースでいきますと、その金額よりも安い金額での委託料にはなるというふうにはなるわけです。

中村委員

分かりました。

私は、基本的に賛成と言ったのは、その辺なんです。それで有効な運営して、要するに市民サービスがいかに質が上がるかという、それを望みたいわけですよ。期待していききたいと思います。

教育長

ありがとうございます。

仁見課長、プロポーザルを聞いていて、これはいいなあなんて何かちょっと思ったことがあったら、１つぐらい、これは面白い企画だなとか、何かそういうのがあったら教えてください。

スポーツ振興課長

自主事業で様々な提案がありましたけれども、あとは何ですかね。今までは施設の方針なんかも窓口でやっていたりなんかしている部分をちょっとＳＮＳみたいなものを活用しながら、利用しやすいように提案があったかなというふうには感じております。

教育長

ありがとうございます。

私も、これはやれるかどうか分からないんですけども、部活動の地域

展開というのも、そういう事務局なんかもやってねと言え、そういうのもいろんなところでフットワークよく動いてくれそうだななんていう感じはしています。ぜひ軌道に乗ってもらえればありがたいなと思います。

中村委員
教育長

経験値が高そうだもんね、。

そうですね、すごく。

ありがとうございます。よろしいですか。

では、質問がなければ、議案第26号についてお諮りいたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第6号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第27号 結城市民情報センター・ゆうき図書館指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第27号 結城市民情報センター・ゆうき図書館指定管理者の指定について

事務局

7ページをご覧ください。

議案第27号結城市民情報センター・ゆうき図書館指定管理の指定について。

上記議案を提出する。

令和7年11月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

8ページをご覧ください。

結城市民情報センター・ゆうき図書館に係る指定管理の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるに当たり、地方教育行政の組織及び運営に係る法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求めるものです。

1、指定管理者に指定を行わせようとする公の施設の名称は、結城市民情報センター・ゆうき図書館です。

2、指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団です。

3、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

指定管理については、結城市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第1項第2号、地域の団体の特性を生かすことでより事業効果が期待できると認められるこれまでの実績が優良でかつ安定的で効果的な施設運営や市民サービスの提供が期待されることから、公募によらず、1事業者から指定管理者の申請を受理しました。その後、選定委員会を設置し、冷静に審査した結果、指定管理者の候補者に公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団が選定されました。

9 ページから 12 ページは、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団からの申請書でございます。12 ページは選定結果を市長に報告したものです。

以上になります。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第27号について、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員

この指定管理者を受けている文化・スポーツ振興事業団なんですが、今と同じ、継続ということで、その場合に、今現在、石島プラネットホール何とかかんとかというネーミングライツがありますよね。それは打ち切り、継続。

教育長

課長。

生涯学習課長

一応3年間で、今年度いっぱい石島建設さんとの契約が切れる形になります。それで、夏ぐらいからですかね、石島建設さんのほうに打診をしてございます。実際に返答が3か月前までということになっていますので、今は返答待ちというところでございます。

赤木委員

切れるか切れないかは、あくまでも向こうの業者のほうの判断ということなんです。

生涯学習課長

そうですね。その後、もし更新しないという形であれば。

赤木委員

また公募するんですか。

生涯学習課長

できれば、というふうには考えております。

赤木委員

あと、それと並行して、アクロスなんかもしいずれはそういう形で公募をして、ネーミングライツのある程度の収入を見越して実際動いているわけですか、今のところ。

生涯学習課長

いいえ、今のところはまだ動いてはいませんが、検討している段階です。

赤木委員

率直な話、例えば石島建設さんから、この3年間でどのぐらいの収入が市としては、あるいはこの事業団のほうには入るんですか。

生涯学習課長

年間で100万円ほどで、3年間ですので300万円ほどです。

赤木委員

ありがとうございました。

教育長

ほかいかがでしょうか。

岩崎委員、何かございますか。

岩崎委員

こういう市の、先ほどの市の管理のスポーツ施設が民間でそういう運営にたけているところに委託すると。文化施設について、例えば茨城県内とかで民間に委託している、そういう事例というのは結構あるんでしょうか。

教育長

斉藤課長、分かる範囲で。

生涯学習課長

すみません、把握はしてございません。

教育長

岩崎委員。

岩崎委員

なかなか文化施設の運営というのは、その地域に特化したものというのが結構あるので、民間というのもなかなか難しいというわけではないと思

うんですが、いろんなことを考慮してくださるところが、やれるとすればやると思ったので。もしそういう機会があれば、どういうふうな感じで、そういう地域の特色あるものを加味した運営をしているのかなというのがちょっと聞きたかったんで。もし分かりましたらまた後で教えていただければと思います。

教育長 すみません。ありがとうございます。

赤木委員。

赤木委員 それに関連しているかどうかは分からないんですけども、例えば県なんかで見た場合には、もっとも茨城県民文化センター、あそこがヒロサワ・シティホールになっていますよね。だから、それなんかが大きな例になるのかなと思うんですけども、あと、そういうふうに運営していく中で、それは一般的な話なんですけれども、例えばもともとの県の施設、県民文化センターと言っていた頃の施設よりも、外部の団体が入って指定管理者をやることになって、県としてみれば、何か融通が利かなくなってしまったことがあるという話も聞いたことがあるんですよ。そこらのところの心配というのはいないんですかね。

教育長 課長、分かる範囲で。

生涯学習課長 今、スポーツ振興課のほうからありましたが、うちのほうもいずれはという話にはなるんですが、先行して体育館のほうでありますので、そういったものを参考にして考えていければいいかなと思っております。

赤木委員 この団体は、使えるわけですね。

生涯学習課長 そうですね、市が100%出資してございます。

赤木委員 ということは、ある程度、市のリーダーシップで運営してくださるという部分があるかと思うんですけども、うまくやりながら、あくまでも市の人たちが使いやすい、使ってよかったと言えるような施設であってほしいなと思います。よろしくお願いします。

教育長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

では、ご質問なければ、議案第27号についてお諮りさせていただきます。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第27号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

続きまして、議案第28号 結城市民文化センターの指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第 28 号 結城市民文化センターの指定管理者の指定について

事務局

13 ページをご覧ください。

議案第 28 号 結城市民文化センターの指定管理者の指定について。

上記議案を提出する。

令和 7 年 11 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

14 ページをご覧ください。

結城市民文化センターに係る指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるに当たり、地方教育行政の組織及び運営に係る法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会に意見を求めるものです。

1、指定管理者の指定を行わせようとする公の施設の名称は、結城市民文化センターです。

2、指定管理者となる団体の名称は、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団です。

3、指定の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までです。

指定管理については、結城市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条第 1 項第 2 号、地域の団体の特性を生かすことでより事業効果が期待できると認められるこれまでの実績が優良でかつ安定的で効果的な施設運営や市民サービスの提供が期待されることから、公募によらず、1 事業者から指定管理者の申請を受理しました。その後、選定委員会を設置し、冷静に審査した結果、指定管理者の候補者に公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団を選定されました。

15 ページから 17 ページは、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団からの申請書です。18 ページは選定結果を市長に報告したものです。

説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第 28 号について、ご質問等ございましたらお願いします。

さっきのは図書館のほうだね。今回は文化センターということですね。先ほど出たような意見と同じですかね。よろしいですか。

では、議案第 28 号についてお諮りさせていただきます。

議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手多数。それでは、議案第 28 号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項となります。

報告第13号 教育長報告について、私のほうから説明させていただきます。

◎報告第13号 教育長報告について

教育長

19ページをご覧ください。

報告第13号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和7年11月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

20ページをご覧ください。

簡単に説明させていただきたいと思います。

1番のほうで、教職員の不祥事根絶、児童生徒の問題行動調査結果ということでありますけれども、最初にこういう項目を立てることに非常に残念な気もしております。一応出ていたところで、新聞等もございますので、報告をさせていただきたいと思います。

まず一番最初、傷害容疑で中学教諭逮捕、部活中、生徒突き飛ばす。これは新聞記事の見出しです。10月29日に茨城新聞と読売新聞。後ろの資料の①、裏表になっております。そちらが新聞記事になっております。

2つ目の丸です。小中校生暴力最多、6,493件、県教委、感情表現できず。これは10月30日の読売新聞の資料でございます。そちらのほうで資料の②の1、2とあります。②の1が小中校生暴力最多の見出しになって、その後ろは理不尽、特効薬なく増加続くということで、その次の資料②の2というのが茨城県から出ている問題行動の概要です。暴力行為といじめの状況と、あと不登校の状況ということで、県のほうがまとめたものになっております。

3つ目の丸が学校カスハラ対策指針、教職員を守りたい、ということで、これは11月5日付の茨城、11月6日読売ということで、この資料の③になっております。③のほうで、学校カスハラ対策指針、教職員を守りたい。その裏が、これは東京都の教育委員会が出したものです。学校カスハラというので、面談5回、弁護士単独対応ということで書いてあるものです。後でまたご覧になっていただければと思います。

管理職対象のコンプライアンス研修会というのが11月11日に、恐らく一番最初の中学校教諭逮捕を受けてのことだと思うんですけれども、昨年も大体12月17日に実施しております。

2番です。令和8年度人事異動管内教育長会議、10月30日に行われました。今年度の人事異動の方針が説明されております。昨年とほぼ変更なしということで、資料④で人事異動方針ということで、そちらのほうにあります。資料の④番です。

そこで(3)のその他のところになりますけれども、今年度は定年退職というのがない年ですので、定年退職というのはありません。

3番、行事等について簡単に触れさせていただきます。

(1) 番、絹義務教育学校の着心地体験会が18日にございます。これは絹義務であって、結城市の3つの中学校の、これは2年生じゃなくて中学1年生対象の行事ですので、そちらのほうに、絹義務のほうに行って着物を着せていただくという催しになっております。

2番の学警連がそちらのほうに書いてあります。

23日、山川文化会館の人権講演会、山文のほうで23日にございます。

25日が定例教育委員会と同時にイングリッシュキャンプということで、市役所の1階のほうで実施される予定です。

あとは、年を明けて7日に賀詞交歓会がございます。

10日に二十歳の集い、これ10時30分からかなくぼ体育館ということで、どうぞよろしくお願いします。

11日が消防出初め式で、中学校の校長さんと東中の吹奏楽部が参加ということになっております。

今年度は、学校閉庁日、12月26日、1日だけになっております。

参考ということで、令和7年の市議会第4回定例会について、12月3日から17日まで。4回の定例会は代表質問というのがあって、こちらちょっと変更があると思うんですけども。そちらのほうでそういうことがあるようです。あとは一般質問が12月5日と8日、4人6件ということで、そういうことになっております。

教育福祉常任委員会が12月12日金曜日、今のところ現地調査は実施しないということで。また後で、やっぱり実施ということになるかもしれないんで、その辺がちょっと流動的になっております。私のほうからの報告は以上です。

何かご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員 すみません、ちょっと分からないんで教えていただきたいんですけども、この参考のところの学校で救急車利用に伴う選定医療費というのはどういうことなのか、ちょっとよく分からなくて。

教育長 簡単に、湯本課長、福井課長。

福井課長。

学校教育課長 茨城県のほうで始まりました救急車を呼んだ際に、例えば軽度の症状なんかで救急車を呼んだ場合に、別途、病院に対して選定療養費というものが必要となってしまうということになっております。それは恐らく県全体として救急車の出動件数が多くて、内容によっては救急車が行かなくても大丈夫なような事案が数多く見受けられるようになったため、そういったものを抑止するために講じられた措置だと考えているんですけども、うちとしましては、子供たちに緊急のことがあればちゅうちょなく救急車等を呼ぶ必要もあると考えております。

岩崎委員 分かりました。

教育長 湯本課長。

指導課長 先ほど福井課長からあった案件で、多分この記事であったり、こういうのが県から出るとなると、非常に学校が不安になるというか、これは救急車呼んでもいいのかな、呼んじゃ駄目なのかなとか、お金がかかったりということになると、非常に学校の判断も難しいと。でも、このニュースが出たときに、もう早々と教育長のほうから、これはもう本当に学校判断で当然やってもらうけれども、救急車を呼ぶことを躊躇せずに、やはり安心安全な学校をつくるという意味では、お金に関係なく、あと当然、先ほどもあったとおり、このニュースが出たからといって、学校は不安にならないでいいよということで、今、各学校のほうには指示を出しているところでございます。

もともと学校サイドも、当然、校長のリーダーシップの下、教頭、教育主任、あとは、学校全体でこちらの救急車の要請も含めて対応のほうができます。

岩崎委員 分かりました。

教育長 ですので、はっきりいって細かく見ますと、200床以上の病院が対象なんで、結城市の城西病院とか結城病院というのは対象外なんです。校長と養護教諭あたり、あるいは教頭あたりがもうきちんと対応してくださる、湯本課長が言ったとおり、きちんと対応しているので、結城市はきちんと学校現場というのはやっております。

岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかいかがでしょうか。

赤木委員 赤木委員。

大きな1番の3つ目なんです、学校カスハラ対策ということで、県のほうは管理職対象コンプライアンス研修会、県のほうとしてみれば、こういう形でしかできないんでしょうけれども、かつてもあった各学校で三ない運動方針のための研修会みたいなものをやりますよね。今でもあれは継続されているんですか。

教育長 湯本課長、分かれば。

指導課長 実際に今回カスハラということで大変クローズアップされていますが、三ない運動については、やはり特に学校内の校内研修の中で、各学校で月に1回だったりなんなりを、研修会の中で当然そういう内容でやっているのと、どちらかというと最近、管理職が上からというか、管理職以外の先生方のほうから、今回はこういうことでコンプライアンスの研修しましょうという流れで、各学校の年間計画の下に進めているところです。

以上です。

赤木委員 ありがとうございます。

やっぱり今、課長さんもおっしゃったようにトップダウンでああだこうだ言うよりね、ボトムアップ形式で先生らが、じゃもう一度指導の仕方を考えようとか、そういうふうな形、場面を設けて研修をしていくということが効果的なのかなと思いますので、継続してお願いしたいと思います。

それともう一点、このクレーム対応、電話がかかってきた。そのときにどう対応するのかという事例を含めた研修なんかもどんどんそういう中に入れて、1人の先生が保護者のクレームに対応して当たってしているんじゃないくて、みんなで、じゃそういうときはこういうふうに答えよう、ああいうふうに、例を挙げながら対応していこうことで研修を深めていると、いざというときに心強くなっていくんじゃないかなと思いますんで、そこらのところも工夫してお願いできればと思います。

事務局

各学校のほうで、もうロールプレイング形式で、クレーマーの役もつくて、電話の対応だったりとか、個人1人で対応じゃなくて、管理職がつくとか、あとはその様々な形を、実際の本当にそのケースの話だけじゃなくて、役割みたいなもので各学校やってくれているので、その時に役立つように。

特に若い先生方というのはそういう経験というのがあまりなかったり、やっぱりその辺のところというのは、実際にそういう事例でやっていく形じゃないと、ただ話を聞いているだけだと、どうしてもその場面に自分が出くわしたことがないから、あまり自分事として捉えないという部分もあったりするので。その辺は特に全ての学校、若い先生方多いんで、その辺は意識しながらということで、校長会のほうなんかでもお願いしているところです。

教育長

ありがとうございました。

よろしいですか。また細かいところはいっぱいあると思いますけれども、一応、以上で私のほうからの報告については終了させていただきます。ありがとうございました。

そのほかについて何かございましたらお願いします。

事務局、お願いします。

事務局

事務局から、今後の予定についてご連絡をさせていただきます。

次回定例会、12月の定例会は12月25日木曜日の午後1時半から大会議室3で、年明け1月定例会は1月23日金曜日1時半から大会議室1ということで予定をさせていただいております。

以上でございます。

教育長

そのほかありますか、事務局から。

仁見課長、まず。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課から、結城シルクカップロードレース大会のご案内でございます。こちらがチラシになっていまして、2月15日に開催になります。例年どおり開会式等はいりませんので、一応、お時間のある方、もしよろしかったらご来場いただければと思います。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

指導課長

すみません、各委員さんの方々に封筒のほうで、26日、28日の市の教育委員会の研究発表会、以前にご案内させていただいたかと思うんです

けれども、その際の駐車券を入れさせていただきました。２６日が東中です。２８日が江川南小となります。委員さん方の出席いただけるということで、どうもありがとうございます。

それに伴いまして、２６日なんですけれども、東中が数学の授業が１時からスタートということですので、１０分前ぐらいに東中のほうに来ていただければと思います。

２８日の江川南小につきましては、こちらはすみません、学びのイノベーション研究発表会ということで、県の代表で江川南小が発表ということで、参加者が１５０人ぐらい、学校始まって以来のお客様が県内各地から来るということになっております。かなり車が混雑することが予想されていますので、スタートが１時なんですけど、申し訳ありませんけれども、この前に学校のほうに入っていただければありがたいかなと思いますので、１２時２５分ぐらいまでに学校のほうに入っていて、ちょっと待つ時間が長くなっちゃいますが、ご案内させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

そのほかありますでしょうか。

赤木委員。

赤木委員

今、課長さんがおっしゃった学びのイノベーション授業というのはどうということなんだろうね。

指導課長

県で、特に結城は数学で今回指定を、昨年度中から受けて、結城でどうですかということで、今回手を挙げさせていただいて、県で１校だけなんです。国の調査官が来て、今の数学、小学校だから算数なので、算数の指導について、県内でその内容を検討して研究していこうというのが今回、南小でやらせていただいているところです。

昔でいえばブラッシュアップとかそういうのをやっていた時期があったんですけど、あれはどちらかというと県の事務所で１校ずつという、なかなか最近では国の調査官が来る授業というのは昔ほどいっぱいではなくて、逆に学校の負担も少なくなるということで、今回は県内で１校だけの指定を受けてやらせてもらっているということで。国の調査官も当日は来て、指導のほうをしてくださるということになっています。

今回は学びのイノベーションの研究をしてみたいと思いますが、結城の研究発表会と抱き合わせの形なので、その辺は江川南小も非常に、少数精鋭ですが、中身の濃い授業を展開してくれるんじゃないかなということで期待しているところです。

赤木委員

あくまでも教科指導、学習指導の一環ということですね。ありがとうございます。

教育長

中村委員。

中村委員

ちょっと関連して、さっきちょっと話してくれたとは思いますが、

このイノベーション推進授業ということで、参加対象になっているのは、市の研究会とあとどこでしたか。

指導課長 市の研究会と抱き合わせなので、市は全ての学校の校長先生をはじめ教員、各学校1名から2名ほどということで、あと県内各地から、今のところ150人ぐらい。

教育長 ありがとうございました。

よろしいですか。

では、以上で教育委員会11月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時30分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員